

市町村法定意見聴取の結果

- 第2期愛知県国民健康保険運営方針の策定にあたって、国民健康保険法第82条の2第6項に基づく市町村意見聴取(※)を令和2年12月22日から令和3年1月12日まで3週間程の期間を設け、書面で実施した。
- 聴取結果について、**全54市町村のうち約8割の45市町村は意見がなく、当該運営方針案に関しては概ね理解が得られている**ことが伺われた。
- 残り9市町村からの意見のうち、特に**保険料(税)水準の統一**に関して、**積極的な推進を目指す意見から慎重な対応を望む意見まで、さまざまであった。**

【保険料(税)水準の統一に関する意見(抄)】

1	<p>国は、国保財政の安定的な運営を図るため、県下の保険料(税)水準統一の方針を示しており、他県では統一保険料(税)に向けて調整しているところもある。その一方で、本県の運営方針案は、様々な市町村格差を解消することの難しさの指摘が目立つように思う。</p> <p>そこで意見を提出する。保険料(税)水準の統一は、県として実施時期を示すべきである。市町村との協議では、各々の事情もあり、まとめることは不可能のように思う。</p> <p>県がリーダーシップを発揮し、例えば各市町村の法定外繰入解消、条例減免の統一化等を努力目標ではなく、実施目標とし、強制力を持って実行する必要があると思う。</p>
2	<p>県下の保険料(税)水準統一化を進めるため、政府・与党内で「法制化の措置」を講じる案が浮上している等、都道府県単位の保険料(税)水準の統一に向けた動きが加速化している。</p> <p>その一方で、本県の運営方針案は、保険料(税)水準の統一に向けた工程や期限が示されておらず、加速化どころか鈍化しているのではないか。</p>
3	<p>保険料(税)水準の統一については、早期に県の想定する保険料(税)の算定方式を示し、十分に検討期間を設け、市町村の課題の解決策を検討したうえで、進めて欲しい。</p>
4	<p>各市町村の保険料(税)の算定方式、条例減免、独自の給付・保健事業、医療費水準及び収納率等の違いを解決しない状況では、保険料(税)水準の統一を拙速に進めないで欲しい。</p>

- 保険料(税)水準統一については、当該運営方針案で「将来的な保険料(税)水準の統一に向けた議論の実施」を示しており、現段階で**市町村と保険料(税)水準の統一の議論をしないまま、当該運営方針案に保険料(税)水準の統一の実施時期等を盛り込むことは難しい。**
- **当該運営方針案に示された施策の方向性や取組の変更までは行わないが、第2期の運営方針対象期間においても、国保運営方針連携会議を適宜実施し、市町村の意見を聴取のう え、連携を図って、さまざまな国保事業の課題に対応していく。**

※ 国民健康保険法第82条の2(都道府県国民健康保険運営方針)

第6項 都道府県は都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。